

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香美市長 依光 晃一郎

市町村名 (市町村コード)	香美市 (392120)
地域名 (地域内農業集落名)	美良布・西川地域 (上町・本町・菰生野・小川・吉野・新田・本田・下野尻・太郎丸・橋川野・萩野・北岩改・南岩改・日ノ御子・佐敷・久保川・大谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻中心の地域であるが、全域において水路は老朽化や破損による通水障害があり、末端の農地まで配水できなくなっている所もあるため、そこから順に遊休農地化している。農道についても、ほぼ全域で幅員が狭く、農地への接道条件も悪い所も多いため農作業に手間のかかる所が多く、次の引受先が決まらない。また、水路、農道等の農業用施設の機能維持管理も中山間活動組織や多面的機能支払交付金活動組織により実施しているが、構成員の高齢化や出務者の減少により活動組織の負担が大きくなってきている。

物部川南岸の地区は土地柄、用水取水口から農村までの水路延長が長く、山中を通水しているため、土砂の流入、堆積、落石等により水路の破損や通水障害が多く、機能維持のための出役の負担も大きい。また、荒天時の水量調整も山中での作業を要するため危険であり、作業員の高齢化も進んでいることから農村維持のため、取水口、排水口での作業の省力化等の改善が喫緊の課題である。

香北町中心地区周辺の平場の農地や圃場整備を実施した農地は、認定農業者や農業法人による農地の集積が期待でき、後継者のいる専業農家もいることから当面の間は農地としての機能は維持できる見込みである。

中山間地の耕作条件の悪い農地は、耕作者の高齢化が進み、また不在地主も増加しているため、保全管理のみで有効利用できていない農地が増加しているが、農地は不整形で区画も狭いため次の引受先が見つからず、現状維持が精一杯の状態である。また、吉野、岩改、萩野、日ノ御子、西川地区ではユズ等果樹を中心に鹿、猪による鳥獣被害も多くなってきている。

【地域の基礎的データ】

農業者:1,069人(うち50歳代以下96人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)3経営体

主な作物:水稻・ニラ・青ネギ・生姜・やっこねぎ

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水路、農道等の農業用施設の長寿命化に向けて基盤整備の実施を地域内で調整していく。

美良布地区を中心に菰生米研究会と連携して米のブランド化を推進し、観光分野とも連携して開発するブランド米の普及を図っていく。(観光地で真空パックした菰生米やおにぎりの配布等)

関係機関と連携して米粉を使ったパンの学校給食利用等、米の消費拡大を推進し、消費拡大による米農家の増加やそれに伴う休耕地、遊休農地の水田利用や、既存米農家の規模拡大といった好循環を目指していく。

農地の区画拡大等が困難な中山間地区においては、高収益が期待できるユズ等果樹への転換を図り、地域外より新たな担い手の確保を目指していく。

物部川南岸地区においては、農業用機械の導入、拡充等により集落営農組織の強化を図り、作業受委託の拡大や農業法人による農地の集積、規模拡大を推進していく。

中山間活動組織や多面的機能支払交付金活動組織により地域資源の保全管理を続けながら、地区の農地の貸借希望や耕作条件等を相談できる体制を構築し、地域外から担い手の受入れを推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	245 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	245 ha

(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha
----------------------------------	----

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第7条第5項並びに同法第8条第4項の認定を受けた認定農用地並びに農振農用地区域外の農地で農地台帳で貸借権が設定されている農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、人・農地プラン中心経営体など担い手の団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸付希望者に対し、機構への貸付けを促進し、担い手の意向を踏まえながら集約化を図っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地区基幹水路の取水口、排水口での通水、止水作業の省力化等が図れる基盤整備の実施を進めていく。 農業者や土地所有者の意向を把握しながら、農地の区画拡大や水路、農道等の長寿命化のための基盤整備事業の活用を進めていく。 農業用機械の搬入や高低差の解消、農作業車の通行改善等、作業の効率化が図れる基盤整備事業の活用を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区の農地の貸借希望や水利等の耕作条件を発信し、地域外から担い手の確保を進めていく。 農業用機械の導入、拡充等により集落営農組織の強化を図り、作業受委託の拡大を図る。 中山間活動組織、多面的機能支払交付金活動組織と連携しながら地域資源の保管理に努めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業用機械の導入、拡充等により集落営農組織の強化を図り、作業受委託の拡大を推進していく。 中山間活動組織や多面的機能支払交付金活動組織で農作業が受託できるよう地域で育成し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--